

令和 年 月 日

学 校 感 染 症 報 告 書

筑波大学附属坂戸高等学校長

医療機関を受診の結果、下記の疾患にて療養したことを報告します。

記

生 徒 名	年 組 番 氏 名
保護者名	(自署)
疾 患 名	※ 該当する感染症名に○をつけてください。3, 4は下部注意事項および裏面参照してご記入ください 1 インフルエンザ(型) 2 新型コロナウイルス感染症 3 学校感染症の疑い 4 その他 ()
医療機関名	
医師による診察日	令和 年 月 日()
出席停止期間	令和 年 月 日() ~ 令和 年 月 日()
受診・検査証明書类等 ※コピーを添付	※ 添付する書類等は以下のどれか1つで構いません。該当する提出書類に○をつけてください。 1 検査結果 2 領収書 3 診療明細書 4 薬の説明書など 5 その他()

- 本書類の提出をもって出席停止の措置を取りますので、再登校される際に速やかにご提出ください。なお書類が提出されない場合は、通常の欠席扱いとなりますのでご注意ください。
- 本書類のほか、医療機関を受診したことやウイルス検査結果、または抗ウイルス薬など薬の内容などが確認できる書類等、いづれか 1 点のコピーの添付をお願いします。できる限り、生徒の氏名と日付のわかるものをご準備ください。
- 出席停止期間につきましては、必要に応じて個別に確認させていただくことがあります。
- インフルエンザ等の学校感染症(裏面参照)を疑って受診した結果、陰性であった場合は、受診した日のみを出席停止として取り扱います。
- 出席停止期間が 2 週間以上(土日を含む)となる場合は、必ず医師の診断書の原本をご提出ください。

教務部長	養護教諭	担 任	書類確認
日付 /	日付 /	日付 /	1 検査結果 2 領収書 3 診療明細書 4 薬の説明書等 5 その他

《学校感染症について》

学校は多くの児童生徒が集団で生活する場であり、感染症が発生すると周囲へ感染が広がるおそれがあります。このため、学校保健安全法に基づき、感染症の種類ごとに出席停止期間の基準が定められています。出席停止は、お子さんの療養のためだけでなく、学校内での感染拡大を防ぎ、児童生徒が安心して学校生活を送れる環境を守るための措置です。

	医師による診断名	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。)及び特定鳥インフルエンザ(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。次号及び第十九条第二号イにおいて同じ。)	治癒するまで
第二種	インフルエンザ (鳥インフルエンザ(N5N1)を除く)	発症後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または 5 日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹(三日はしか)	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱	主な症状が消失した後 2 日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症後5日、かつ、症状軽快後1日を経過するまで *発症から 10 日を経過するまではマスクの着用を推奨します
	結核および髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで
	その他の感染症 (溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎、流行性嘔吐下痢症 など)	*その他の感染症に罹患した場合、出席停止の措置となるかについては必ず医師の指示に従ってください。

【出席停止期間の算定の考え方】

「●●した後△日を経過するまで」とした場合は、「●●●」という現象が見られた日を「0日」として算定する。
例えば、「解熱した後2日を経過するまで」の場合は、以下のとおり。

月曜日に解熱(0日) → 火曜日(解熱後1日目) → 水曜日(解熱後2日目) → この間に発熱がない場合 → 木曜日から登校可能

ただし、第二種感染症の出席停止期間基準であり、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められる場合については、この限りではありません。